

電子契約事業者向け説明会のお知らせ

青森県では、事業者・県双方の事務負担の軽減・利便性向上を図るため、電子契約を導入し、その利用を促進していくこととしています。

そのため、電子契約の概要や操作方法等について、事業者向け説明会を開催します。

開催日時

令和6年3月6日（水）

13:30～14:10（40分程度）

参加
無料

開催場所

ウェディングプラザアラスカ 3階 エメラルド

（青森市新町一丁目 11-22 017-723-2233）

実施方法

1. 会場とオンライン（Zoomを使用）でのハイブリッド開催となります。
2. 会場での参加には定員がございます（先着順）。定員に達した場合はオンライン視聴をご案内する場合があります。
3. ご希望の参加形態をお選びください。

内容

- ・ 電子契約の概要
- ・ 電子契約サービスの操作方法
- ・ 事務手続の流れ
- ・ 質疑応答

※青森県で利用する電子契約サービスは、弁護士ドットコム（株）が提供する「クラウドサイン」です。

※なお、県土整備部及び農林水産部では、建設工事・建設関連業務等の電子契約について、当面の間、当該サービスでの本格運用の予定はありません。

参加申込

参加を希望する場合は、3月5日（火）午前9時までに、以下の参加申込フォームに申込みをお願いします。

▼参加申込フォーム

https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11673



お申込み・お問い合わせ先：青森県総務部行政経営課行政改革推進グループ
電話：017-734-9107 FAX：017-734-8036 メール：gyokei@pref.aomori.lg.jp

「電子契約」 利用できます

～電子契約で時間とコストが削減できます～

従来の紙の契約書



電子契約書

(インターネット上で契約を締結、PDF形式)



【電子契約とは】

紙の契約書に印鑑を押す代わりに、PDF形式の契約書（電子ファイル）に電子署名とタイムスタンプを付与して契約を締結するものです。

操作は簡単！便利です！

【電子契約のメリット】

- ①収入印紙不要、利用手数料なし
- ②契約業務の効率化・スピード化
製本・押印・郵送が不要、契約締結までの時間がスピードアップ
- ③コスト削減
印刷・製本・郵送にかかる費用を削減
- ④いつでもどこでも契約締結可能
インターネットとメールが使える環境にあれば利用可能

詳しくは、青森県庁ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
URL : <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/gyokei/denshikeiyaku.html>
「青森県 電子契約」で検索



お問い合わせ先：青森県総務部行政経営課行政改革推進グループ

電話：017-734-9107 FAX：017-734-8036 メール：gyokei@pref.aomori.lg.jp